

◆ **小中学校の適正規模について**

学校教育法施行規則

- 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。（第41条）
- 中学校については、第49条において準用
- 義務教育学校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。（第79条の3）

法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされているが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっている。

◆ **小中学校の適正配置について**

- 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条の2）

○ スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の基準に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示されている。
⇒ 1時間以内を一応の目安として、市町村が判断

◆ **単式学級と複式学級**

<学級編成の標準（小・中学校）>

	小学校	中学校
同学年の児童で編制する学級 （単式学級）	35人（1・2年生） 40人（3～6年生） ※2年生については岡山県独自	40人
複式学級（2個学年）	16人（1年生を含む場合8人）	8人
特別支援学級	8人	8人

<複式学級の例>

学 年	1	2	3	4	5	6
児童数	4	7	6	6	6	6
学級数	1	1		1		1

変則複式



実際の運用	1	1	1	1		
-------	---	---	---	---	--	--

<複式学級の授業形態>

・ AB年度方式

例えば、令和元年度に3・4年生では、3年生の内容を学習し、令和2年度では4年生の内容を学習する方法。算数などの積み上げ教科には向かない。

・ わたり

1つの教室で、3・4年生ともに当該学年の内容を学習する。教員がそれぞれの学年を行ったり来たりして指導する。

・ 複式解消

算数などの積み上げ教科について、3年生と4年生が別々の教室でそれぞれの学年の内容を学習する。別々の教員が指導する。ただし、定数外の教員が必要。

◆ 複式学級のメリット・デメリット

<メリット>

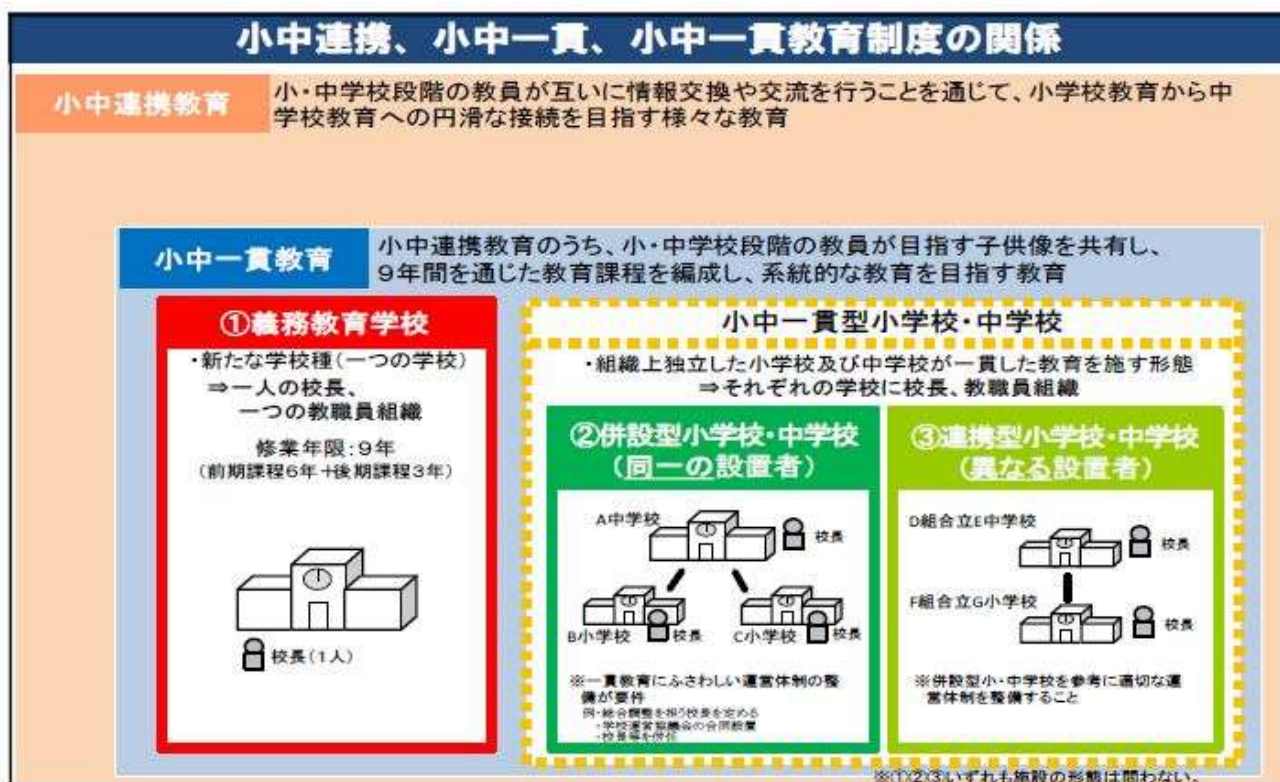
- 児童一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- 上級生の学習を知ることができる。
- 異学年の人とかかわる経験ができる。

<デメリット>

- 授業に制約ができてしまう。
- 転入出した児童がいる場合、未学習の領域ができる可能性がある。
- 切磋琢磨する機会が少なくなる。

◆ 小中一貫教育とは

小学校過程から中学校過程までの9年間の義務教育を一貫して行うこと。



(小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き、文部科学省)

◆ 義務教育学校とは

平成27年に小学校と中学校の9年間の義務教育を一貫して行う小中一貫校を制度化する学校教育法等の一部改正する法律が成立した。これにより、これまで一部学校で行われていた小中一貫校は同法第1条で「義務教育学校」という一つの学校種に規定されることになり、平成28年度から小中一貫教育を実施する学校として創設された。

<メリット>

○中一ギャップへの対応

小学生が中学校に進級した際に起こる勉強や心理面でのギャップのことで、その結果不登校になったり成績を大きく落としてしまったりすること指します。

○児童生徒の心身の発達等を鑑みた義務教育6・3制の見直し

学年の区切りを従来の「6・3制」から、「5・4制」や「4・3・2制」などを設定し9年間を通して一貫したカリキュラムを編成できる。

○少子化による学校の統合・再編

<デメリット>

○9年間同じ環境に身を置かなければならないため、人間関係が崩れてしまった際の怖さがあります。

○9年間同じ生徒同士で生活することによって、高校への進学の際など新しい人間関係を築くことに対するストレス耐性が下がってしまう。

◆ 義務教育学校の組織・運営等について

根拠法令 <学校教育法>

設置義務（第38条） 市区町村は、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもって小学校及び中学校の設置に代えることができるものとしたこと。

なお、公立の義務教育学校は、地方自治法第244条の公の施設であり、その設置については条例で定めることを要すること（同法第244条の2第1項）。

→学校設置条例の一部を改正する条例が必要

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者	
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年		
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織		
		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること	
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成			
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型			
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用		
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下		
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内		
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		

(小中一貫した教育課程の編制・実施に関する手引き、文部科学省)

(表中のポイント)

- 基本形として、一人の校長の下で一つの教職員集団が、一貫した教育課程を編成・実施する 9年制の学校で教育活動を行う。
- 修業年限は9年（前期課程6年、後期課程3年）
- 基本的には、それぞれ小学校および中学校の学習指導要領が準用される。
- 一貫教育の軸となる、新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められている
- 教員免許状は原則小中両方の免許状を持っていること。

(当面は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程を指導可能)